

## 伊江村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、伊江村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（令和5年条例24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(移住定住促進住宅入居申込書等)

第2条 条例第10条第1項に規定する移住定住促進住宅の入居の申込みは、移住定住促進住宅入居申込書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 所得証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 誓約書（第1号様式 別紙1）
- (5) その他村長が必要と認める書類

3 条例第10条第3項に規定する通知は、移住定住促進住宅入居決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(入居者選考委員会の組織)

第3条 条例第8条に規定する伊江村移住定住促進住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）は、別表第1をもって組織する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(入居補欠通知書等)

第5条 村長は、条例第9条第1項の規定により、入居補欠者を定めたときは、移住定住促進住宅入居補欠通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 村長は、前項の入居補欠者のうちから入居者を決定するときは、前条第3項の規定を準用する。

(入居の手続)

第6条 条例第11条第1項第1号に規定する賃貸借契約書（以下「契約書」という。）は、（第4号様式）によるものとする。

2 前項の契約書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3月以内のものに限る。）
- (2) 連帯保証人の所得を証明するに足りる書類
- (3) 連帯保証人の納税証明書

3 条例第11条第2項の規定の承認を受けようとする者は、条例第10条第3項の規定による通知のあった日から10日以内に移住定住促進住宅入居手続期

間延長承認申請書（第5号様式）を村長に提出しなければならない。

- 4 村長は、前項の規定による申請に対して入居手続を承認又は、不承認とするときは、定住促進住宅入居手続期間延長承認（不承認）通知書（第6号様式）により通知するものとする。
- 5 条例第11条第3項ただし書の規定により、承認を受けようとする者は、移住定住促進住宅入居日延長承認申請書（第7号様式）を村長に提出しなければならない。
- 6 村長は、前項の規定による申請に対して入居日の延長を承認又は不承認とするときは、移住定住促進住宅入居日延長承認（不承認）通知書（第8号様式）により通知するものとする。
- 7 条例第11条第5項に規定する通知書は、（第9号様式）によるものとする。  
（連帯保証人）

第7条 連帯保証人は、条例第11条第1項第1号に規定する要件のほか、次に掲げる要件を具備していなければならない。

- （1）債務を負担する資力があること。
- （2）現に村営住宅等に入居していない者であること。

（連帯保証人の変更届）

第8条 入居者は、条例第12条の規定により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届（第10号様式）に第6条第2項の書類を添付して村長に提出しなければならない。

（同居の承認等）

第9条 入居者は、条例第13条の規定により、承認を受けようとするときは、移住定住促進住宅同居承認申請書（第11号様式）を村長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）所得証明書
- （2）同居しようとする者の住民票の写し

3 村長は、前項の申請に対して承認又は不承認とするときは、移住定住促進住宅同居承認（不承認）通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（同居者の異動届）

第10条 入居者は、同居者が次の各号の一に該当した場合は、速やかに移住定住促進住宅同居者異動届（第13号様式）に移動を証する書類を添付して村長に届け出なければならない。

- （1）同居者が転出したとき。
- （2）出生したとき。
- （3）同居者が死亡したとき。
- （4）同居者が婚姻したとき。
- （5）その他

（入居の承継）

第 11 条 入居者が条例第 14 条の規定により承認を受けようとする者は、移住定住促進住宅入居承継承認申請書（第 14 号様式）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請に対して入居の承継を承認又は不承認とするときは、移住定住促進住宅入居承継承認（不承認）通知書（第 15 号様式）により通知するものとする。

（家賃の減免等）

第 12 条 条例第 16 条第 1 項の規定による家賃の減免又は徴収の猶予は、当該減免又は徴収猶予を受けようとする入居者及び同居者の総収入、又は、特別な事由を勘案して、村長が必要と認める範囲内において行うものとする。

2 入居者は、条例第 16 条第 1 項の規定により家賃の減免及び徴収猶予を受けようとするときは、移住定住促進住宅家賃減免（徴収猶予）申請書（第 16 号様式）を村長に提出しなければならない。

3 村長は、前項の規定による申請に対して、承認又は不承認とするときは、移住定住促進住宅家賃減免（徴収猶予）承認（不承認）通知書（第 17 号様式）により通知するものとする。

（修繕願い）

第 13 条 条例第 21 条第 1 項の規定による修繕の必要が生じた場合は、移住定住促進住宅修繕願（第 18 号様式）を村長に提出しなければならない。

（駐車場の使用の許可）

第 14 条 条例第 23 条第 1 項の規定による駐車場の使用の許可を受けようとする者は、移住定住促進住宅駐車場使用許可申請書（第 19 号様式）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請に対して、許可又は不許可とするときは、移住定住促進住宅駐車場使用許可（不許可）通知書（第 20 号様式）により通知するものとする。

3 条例第 23 条第 3 項の規定による届出は、移住定住促進住宅駐車場明渡書（第 21 号様式）によるものとする。

4 条例第 23 条第 4 項の規定による駐車場の明渡しは、移住定住促進住宅駐車場明渡請求書（第 22 号様式）によるものとする。

（用途併用の承認）

第 15 条 条例第 27 条第 1 項第 2 号ただし書きの規定により、用途併用の承認を受けようとするときは、移住定住促進住宅用途併用申請書（第 23 号様式）に設計図を添えて村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請に対して承認又は不承認とするときは、移住定住促進住宅用途併用承認（不承認）通知書（第 24 号様式）により通知するものとする。

（模様替え及び増築の承認）

第 16 条 条例第 27 条第 1 項第 3 号ただし書きの規定により、模様替え又は増築の承認を受けようとするときは、移住定住促進住宅模様替（増築）申請書（第

25号様式)に設計図を添えて村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請に対して承認又は不承認とするときは、移住定住促進住宅模様替(増築)承認(不承認)通知書(第26号様式)により通知するものとする。

(住宅の明け渡し請求)

第17条 条例第28条第1項の規定による請求は、移住定住促進住宅明け渡し請求書(第27号様式)によるものとする。

(住宅の明け渡し届出)

第18条 条例第29条第1項の規定による届出は、移住定住促進住宅明け渡し届(第28号様式)によるものとする。

(定住促進住宅監理員の職務)

第19条 移住定住促進住宅監理員は、次の職務を行わなければならない。

(1) 定住促進住宅の管理

(2) 立ち入り検査

(3) その他、定住促進住宅管理に関し村長が指示すること。

(立入検査証)

第20条 条例第31条第3項に規定する身分を示す証票は、移住定住促進住宅立入検査証(第29号様式)とする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(規則第3条関係)

伊江村移住定住促進住宅入居者選考委員会の組織

1	会長	副村長
2	委員	総務課 課長
3	委員	企画課 課長
4	委員	建設課 課長
5	委員	福祉課 課長
6	委員	住民課 課長
7	委員	企画課 課長補佐
8	委員	企画課 移住定住担当